

問い合わせ先

海上保安庁 第四管区海上保安本部

(取締り担当)

警備救難部 刑事課長 山根 敏男 (内線 3170)

(人身事故統計及び同事故防止担当)

警備救難部 救難課長 灘波 陽子 (内線 3250)

(船舶海難統計担当)

交通部 企画課長 小野 祐輔 (内線 2610)

(船舶海難防止担当)

交通部 安全課長 安達 裕司 (内線 2620)

TEL052-661-1611

平成25年4月25日



## ゴールデンウィーク期間中のマリンレジャー安全推進活動及び取締りに ついて

第四管区海上保安本部では、今年もマリンレジャー活動が盛んになるゴールデンウィーク期間中の事故防止を図るため、「自己救命策3つの基本」の周知をはじめ、安全なレジャー活動のための現場指導等を行うとともに、法令違反に対する取締りを実施します。

### 重点期間

平成25年4月27日(土)～同年5月6日(月) 10日間

### 重点事項

#### 1 安全推進活動にかかる事項

次の事項を重点として、海上保安官による現場指導等により事故防止を呼びかけます。

##### (1) 自己救命策3つの基本の周知

- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保(防水処置を施した携帯電話等)
- 118番の有効活用

##### (2) プレジャーボート及び遊漁船の事故防止(船舶海難事故の防止)

モーターボート等や遊漁船の事故の多くは、整備不良による機関故障や船位不確認による乗揚げ、見張り不十分による衝突などが主な原因であり、安全運航のための基本的な事項を実施していれば未然に防ぐことのできた事故が多いことから、適切な整

備の実施や常時適切な見張りを行うなどの基本事項の徹底を啓発します。

また、最近では、船舶免許及び船舶検査が不要で、気軽に海洋レジャーを楽しむことのできるミニボート等の利用者が増えていますが、船体が比較的小型であるため他船から確認しづらく、気象や海象の影響を受けやすいといった問題もあります。

このことから、旗などの目立つものを設置することや、気象・海象の把握に努めるよう安全指導を実施します。

【資料1～2参照】

### (3) マリンレジャー中の事故防止（人身事故の防止）

マリンレジャー中の海浜事故は釣り中に最も多く発生しており、その内容は、誤って海に転落するものとなっておりますので、釣り人に対して、ライフジャケットの常時着用や複数人行動の励行を啓発します。

また、サーフィン中の事故については、離岸流により帰還不能となる事故や、知識や技能の不足により負傷する事故が見受けられますので、サーファーに対して、離岸流の存在について認識してもらい、自己技能を把握した上で無理なくサーフィンを楽しめるよう安全指導を実施します。

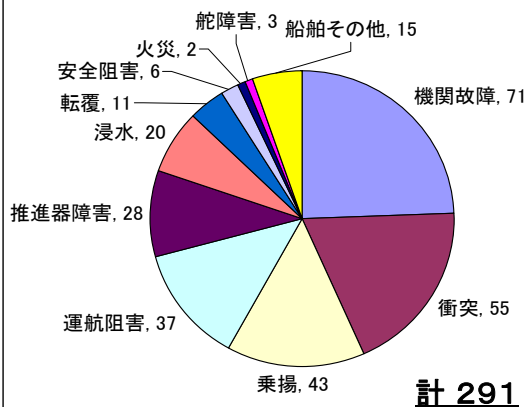
【資料3～4参照】

## 2 取締りにかかる事項

プレジャーボート等に関する未受検船航行や無資格航行等海事関係法令違反について取締りを実施します。

資料 1

モーターボート等及び遊漁船  
海難種類別 (H20~H24)  
【単位(隻)】

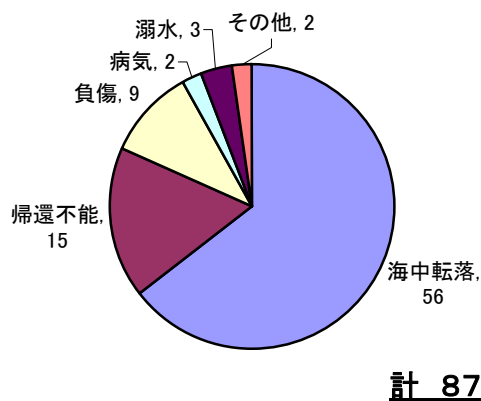


機関故障	衝突	乗揚	運航阻害
推進器障害	浸水	転覆	安全阻害
火災	舵障害	船舶その他	

モーターボート等  
モーターボート(3m、2ps以上:141隻)  
水上オートバイ(62隻)  
クルーザーボート(46隻)  
クルーザーヨット(27隻)  
ゴムボート(3m、2ps以上:7隻)  
遊漁船(8隻)

資料 3

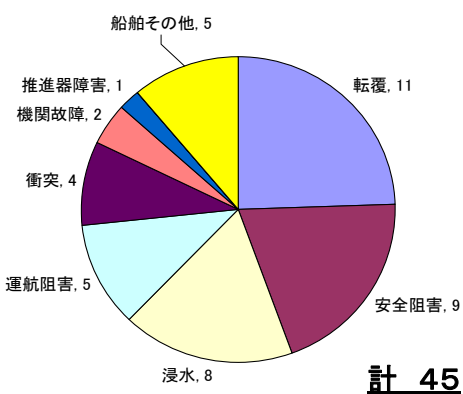
釣り中の事故(事故様態別)  
(H19~23)  
【単位(人)】



海中転落	帰還不能
負傷	病気
溺水	その他

資料 2

ミニボート等 海難種類別  
(H20~H24)【単位(隻)】

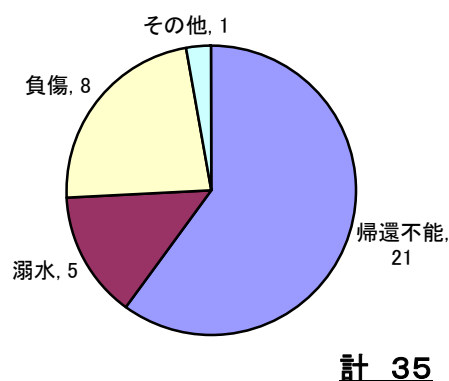


転覆	安全阻害	浸水	運航阻害
衝突	機関故障	推進器障害	船舶その他

ミニボート等  
モーターボート(3m、2ps未満:12隻)  
ゴムボート(3m、2ps未満:8隻)  
シーカヤック(5隻)  
ディンギーヨット(3隻)  
その他(17隻)

資料 4

サーフィン中の事故(事故様態別)  
(H19~H23)  
【単位(人)】



帰還不能
溺水
負傷
その他

## 昨年のGW安全推進期間中の活動状況



子どもへの安全指導の様子



プレジャーボートへの安全指導の様子